

令和6年度

職業訓練指導員（資格）試験受験案内



この試験は、職業能力開発促進法第30条の規定に基づき実施される資格試験です。試験の合格者には、県知事より合格証書が交付されます。

（鹿児島県職員（職業訓練指導員）採用のための試験ではありません。）

○試験の実施日

令和6年9月1日（日）

○受験申込書の受付期間

令和6年7月11日（木）から同年8月1日（木）（消印有効）

特 典

- ・ 免許取得者は、その職種について技能検定（1級・単一等級・2級・3級）を受検するとき、学科試験の全部が免除になります。
- ・ 免許取得後1年の実務経験で1級技能検定が受検できます。
- ・ 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の全部または一部が免除されます。
- ・ 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による2級または3級の技能検定を受検するとき、学科試験（保安基準、その他の自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

1 実施する試験，免許職種及び試験細目

試験区分	試験科目	免許職種（別表3）	試験科目の細目
学科試験	指導方法	全123職種	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

※ 令和6年度は、本県において学科試験のうち「関連学科」及び「実技試験」はすべての職種について実施しません。

2 試験の実施日時及び場所

- (1) 日時 令和6年9月1日（日）午前10時から11時
- (2) 場所 鹿児島県庁 2-B-1会議室（県庁行政庁舎2階）
鹿児島市鴨池新町10番1号



- (3) 駐車場 北側駐車場地階（職員駐車場）の利用が可能です。駐車場入庫の際インターホンを押すと庁舎警備につながります。職業訓練指導員の試験を受験する旨をお伝えください。試験日は無料で利用可能です。

また、北側及び南側駐車場の外来駐車場も駐車券の承認を受けることで2時間まで無料で利用可能です。駐車券は入場の際に、自動発券機から発券されます。駐車券をお持ちになり行政庁舎1階の衛視室にて承認を受けてください。2時間を超過した場合、超過した時間に応じて駐車料金がかかります。

※ 車高が2.3mを超える車両は駐車できません。

3 受験資格及び試験の免除の範囲

実技試験及び関連学科試験の全部が免除される方（別表1，1－2，2参照）
ただし，下記に該当する場合は受験できません。

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 職業訓練指導員免許の取消しを受け，その日から2年を経過しない者

4 受験申請の手続き

(1) 申請に必要な書類等（別表4参照）

- ① 受験申請書（裏面「履歴書」）
 - ② 写真1枚（縦4cm×横3cm，申請前6ヶ月以内に撮影をした上半身正面脱帽の写真を受験申請書に貼付のこと。）
 - ③ 学科試験手数料として，**3,100円分**の※鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼付
 - ④ 受験資格及び試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面
- ※ 鹿児島県収入証紙は，県庁，県の各地域振興局，支庁及び保健所，県内警察署などで販売しています。（詳しくは，Webにて「鹿児島県収入証紙販売所」で検索してください。）
- なお，試験の全部免除により申請を行う場合，②の写真及び③の試験手数料は不要です。
- ⑤ 受験票送付用封筒1通（縦23.5cm×横12cm，長形3号封筒に返信先住所と氏名を記入し，84円切手を貼付したもの）

(2) 申請書類の提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
県商工労働水産部雇用労政課 民間訓練係
（職業訓練指導員試験担当）

(3) 受付期間

令和6年7月11日（木）から同年8月1日（木）まで

- ※ 郵送による申請の場合は，必ず「簡易書留」郵便とし，封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。
- また，受付最終日までの消印有効とします。

(4) 学科試験手数料（上記(1)の③）

3,100円（受験申請書に鹿児島県収入証紙を貼付すること。）

※ 受験申請書等を受理した後は、申請を取り消した場合や試験を受験しなかった場合等、いかなる理由があっても試験手数料は返還しません。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日、受験申請者へあてて受験票を送付します。

なお、試験日1週間前までに到着しない場合には、県雇用労政課民間訓練係までお問い合わせ下さい。

5 合格発表日

令和6年9月20日（金）

6 合格発表の方法

- 合格者のみ合格証書を郵送
- 合格者のみ受験番号を鹿児島県公式ホームページに掲示
(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)

7 試験結果の得点の情報提供（閲覧）について

この試験の得点については、受験者本人に限り情報提供（閲覧）を行います。

受験者本人が、受験票及び本人の身分を証明できる書面（自動車運転免許証等）を持参のうえ、直接、情報提供の場所へお越しください。

なお、電話、はがき等による請求では情報提供できませんのでご注意ください。

閲覧ができる者	情報提供の内容	情報提供受付期間と時間帯	情報提供の場所
受験者本人	受験をした科目別得点	閉庁日を除く令和6年9月20日（金）から同年10月21日（月）まで （午前8時30分から午後5時15分まで）	県雇用労政課 （県庁行政庁舎10階）

8 免許証の交付

学科試験及び実技試験の合格者（試験免除の場合も含む。）は、申請により「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

ただし、申請時点で職業能力開発促進法第28条第5項各号のいずれかに該当する者はこれを受けることはできません。

9 その他

受験案内及び受験申請書用紙等を、郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（縦33cm×横24cmの角形2号に返信先住所と氏名を記入し、140円分の返信用切手を貼付したもの）を同封のうえ、下記まで請求してください。

学科試験の指導方法の参考書としては、「(12訂版) 職業訓練における指導の理論と実際」(一般財団法人職業訓練教材研究会 発行)があります。

10 試験の実施について

感染症等の感染拡大や悪天候、事故などにより、試験の延期や中止等になる場合があります。その際は、鹿児島県のホームページでお知らせします。

受験案内請求、職業訓練指導員試験に関するお問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

県庁商工労働水産部雇用労政課 民間訓練係

TEL. 099-286-3019 (直通) FAX. 099-286-5582

HP <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/index.html>

別表1 受験資格及び試験の免除の範囲

受験資格 (主なもの)		実務経 験年数 (以上)	試験科目の免除			
			実技 試験	学科試験		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
学校教育 卒業	●大学卒業	1年		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		免除	免除	
	●職業課程の高等学校卒業	3年				
	普通課程の高等学校卒業	5年				
	実務のみの経験者	8年				
職業訓練 修了者	長期養成課程の指導員訓練修了	1年				
	●応用課程の高度職業訓練を修了	—		免除	免除	
	●専門課程の高度職業訓練を修了	1年		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練を修了	2年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了	3年				
厚生労働 大臣が指 定する学 校卒業	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年				
免許職種に関し職業訓練指導員試験実技試験に合格した者		—	免除			
免許職種に関し職業訓練指導員試験学科試験のうち系基礎学科に合格した者		—		免除		
免許職種に関し職業訓練指導員試験学科試験のうち専攻学科に合格した者		—			免除	
職業訓練指導員試験学科試験のうち指導方法に合格した者		—				免除
職業訓練指導員試験学科試験のうち免許職種と同一系の系基礎学科に合格した者		—		免除		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級(「電子回路接続」及び「バルコニー施工」職種を除く。)に合格した者		—	免除	免除	免除	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級に合格した者		—	免除			
職業訓練 指導員免 許を受け た者	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許証の交付を受けた者	—		免除		免除
	上記以外の職種の職業訓練指導員免許証の交付を受けた者	—				免除

注1 ●印は「免許職種に関する学科を履修していること」(要審査)が条件になります。

別表 1-2 他の法令による有資格者について（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3）（※ 空欄は免除なし。）

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者)	試験免除資格 (下記免許等を有する者)	試験科目の免除			
			実技 試験	学科試験		
				関連学科		指導 方法
				系基礎 学 科	専攻 学科	
溶接科	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接作業主任者 ・ガス溶接技能講習修了者 ・特別ボイラー溶接士 ・普通ボイラー溶接士 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別ボイラー溶接士 	免除	免除	免除	
建設機械科	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械施工管理の技術検定合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械施工管理の一級の技術検定合格者 		免除	免除	
冷凍空調機器科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種冷凍機械責任者 ・第二種冷凍機械責任者 ・第三種冷凍機械責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種冷凍機械責任者 		免除	免除	
発電電科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種ボイラー・タービン主任技術者 ・第二種ボイラー・タービン主任技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種ボイラー・タービン主任技術者 		免除	免除	
電気科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気主任技術者 ・第二種電気主任技術者 ・第三種電気主任技術者 ・電気機器国家試験合格者 ・エネルギー管理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	
送配電科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気主任技術者 ・第二種電気主任技術者 ・第三種電気主任技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	
電気工事科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気主任技術者 ・第二種電気主任技術者 ・第三種電気主任技術者 ・エネルギー管理士 ・電気工事施工管理の技術検定合格者 ・第一種電気工事士 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士 	電気工事のみ			
		<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気主任技術者 ・第二種電気主任技術者 ・第三種電気主任技術者 ・エネルギー管理士 		免除	免除	
電子科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級陸上無線技術士 ・第二級陸上無線技術士 ・第一級アマチュア無線技士 ・第二級アマチュア無線技士 ・電子機器国家試験合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級陸上無線技術士 	免除	免除	免除	
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子機器国家試験合格者 		免除	免除	
自動車整備科	<ul style="list-style-type: none"> ・一級大型自動車整備士 ・一級小型自動車整備士 ・一級二輪自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級二輪自動車整備士 ・一級四輪自動車整備士 ・二級三輪自動車整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	免除	免除	免除	

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者)	試験免除資格 (下記免許等を有する者)	試験科目の免除			
			実技 試験	学科試験		
				関連学科		指導 方法
				系基礎 学 科	専攻 学科	
自動車車体整備科	<ul style="list-style-type: none"> ・一級大型自動車整備士 ・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・自動車車体整備士 ・一級四輪自動車整備士 ・二級三輪自動車整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・一級大型自動車整備士 ・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・一級四輪自動車整備士 ・二級三輪自動車整備士 ・自動車車体整備士 	自動車整備 (内燃機関は除く。)のみ	免除	車枠及び車体整備法を除く。	
航空機製造科	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機国家試験合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	
航空機整備科	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機国家試験合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一等航空整備士 ・二等航空整備士 ・航空従事者技能証明書を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	免除	免除	免除	
建築科	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・二級建築士 	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 		免除	免除	
枠組壁建築科				免除	免除	
ブロック建築科				免除	免除	
防水科				免除	免除	
プレハブ建築科				免除	免除	
熱絶縁科	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	
測量科	<ul style="list-style-type: none"> ・測量士試験合格者 ・測量士補試験合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量士試験合格者 	免除	免除	免除	
ボイラー科	<ul style="list-style-type: none"> ・特級ボイラー技士 ・一級ボイラー技士 ・ボイラー・タービン主任技術者 ・エネルギー管理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・特級ボイラー技士 ・ボイラー・タービン主任技術者 	免除	免除	免除	
		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理士 		免除	免除	
電気通信科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級総合無線通信士 ・第二級総合無線通信士 ・第三級総合無線通信士 ・航空無線通信士 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級総合無線通信士 	免除	免除	免除	

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者)	試験免除資格 (下記免許等を有する者)	試験科目の免除			
			実技 試験	学科試験		
				関連学科		指導 方法
				系基礎 学 科	専攻 学科	
臨床検査科	<ul style="list-style-type: none"> ・医師国家試験合格者 ・歯科医師国家試験合格者 ・獣医師国家試験合格者 ・臨床検査技師 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師国家試験合格者 ・歯科医師国家試験合格者 ・獣医師国家試験合格者 ・臨床検査技師 	免除	免除	免除	
				免除	免除	
事務科	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の短答式試験の合格者 ・公認会計士試験の論文式試験の合格者 ・公認会計士試験第二次試験合格者 ・公認会計士試験第三次試験の合格者 ・税理士試験合格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	免除	免除	免除	
				簿記のみ	簿記のみ	
和裁科	<ul style="list-style-type: none"> ・和裁に関する一級又は、二級の技能検定合格証書を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	免除			
情報処理科	<ul style="list-style-type: none"> ・システムアーキテクト ・ネットワークスペシャリスト ・システム監査技術者 ・応用情報技術者 ・アプリケーションエンジニア ・テクニカルエンジニア ・ソフトウェア開発技術者 ・第一種情報処理技術者 ・情報処理システム監査技術者 ・特種情報処理技術者 ・オンライン情報処理技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムアーキテクト ・システム監査技術者 ・アプリケーションエンジニア ・情報処理システム監査技術者 ・特種情報処理技術者 		免除	免除	
建築物衛生管理科	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境衛生管理技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		免除	免除	

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者)	試験免除資格 (下記免許等を有する者)	試験科目の免除			
			実技 試験	学科試験		
				関連学科		指導 方法
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
介護サービス科	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士登録証を有する者 ・保健師，助産師，看護師，准看護師 ・養護教諭 ・理学療法士，作業療法士 ・社会福祉士，介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・保育教諭 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士登録証を有する者であって，介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有し，かつ，実務者研修修了者 ・保健師，助産師，看護師 ・准看護師の免許を有する者であって，介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者 ・養護教諭の免許を有する者であって，介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者若しくは実務者研修修了者 ・理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって，実務者研修修了者 ・社会福祉士の免許を有する者であって，実務者研修修了者 ・介護福祉士 ・保育教諭であって，介護サービス科にあつて7年以上の実務経験を有し，かつ，実務者研修修了者 	免除	免除	免除	
港湾荷役科	<ul style="list-style-type: none"> ・船内荷役作業主任者技能講習修了証 ・揚貨装置運転士免許 ・クレーン・デリック運転免許 ・移動式クレーン運転士免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて，道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者 	免除	免除	免除	
		<ul style="list-style-type: none"> ・揚貨装置運転士免許，クレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許有する者であつて，労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者 	免除			

別表2 職業訓練指導員免許職種(123職種)と技能検定職種との対応表

職業能力開発促進法施行規則 別表11の2

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鑄造科	金属溶解/鑄造/粉末冶金/ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理/金属材料試験
機械科	機械加工/非接触加工(放電加工)/金型製作/工業彫刻/仕上げ/機械検査/機械保全/油圧装置調整/テクニカルイラストレーション/機械・プラント製図/切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工/工場板金/鉄工/建築板金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めっき/アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続/電子機器組立て/半導体製品製造/自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て/シーケンス制御
電気科	電気機器組立て/シーケンス制御/自動販売機調整/電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発電電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工/鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工/光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削/製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空調調和機器施工
織機調整科	織機調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整/機械木工/家具製作/建具製作/製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版/印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形/強化プラスチック 成形
レーザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み/ブロック建築/エーエルシーパネル施工
石材科	石材施工/コンクリート積みブロック 施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造/菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造/酒造
建築科	建築大工/枠組壁建築/バルコニー施工/建築図面製作/サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官/タイル張り
築炉科	れんが積み/築炉
畳科	畳製作
配管科	配管/浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井/ウェルポイント施工
建設科	型枠施工/鉄筋施工/コンクリート 圧送施工
枠組壁建築科	建築大工/枠組壁建築/バルコニー 施工/建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工/表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工/ガラス施工/サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装/塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科	
中国料理科	調理
西洋料理科	
臨床検査科	
デザイン科	
フラワー装飾科	フラワー装飾
情報処理科	

別表3 職業訓練指導員免許職種一覧（職業能力開発促進法施行規則別表第11）

園芸科	造園科	森林環境保全科
鉄鋼科	鑄造科	鍛造科
熱処理科	塑性加工科	溶接科
構造物鉄工科	金属表面処理科	機械科
電子科	電気科	コンピュータ制御科
発電電科	送配電科	電気工事科
自動車製造科	自動車整備科	自動車車体整備科
航空機製造科	航空機整備科	鉄道車両科
造船科	時計科	光学ガラス科
光学機器科	計測機器科	理化学機器科
製材機械科	内燃機関科	建設機械科
農業機械科	縫製機械科	織布科
織機調整科	染色科	ニット科
洋裁科	洋服科	縫製科
和裁科	寝具科	帆布製品科
木型科	木工科	工業包装科
紙器科	製版・印刷科	製本科
プラスチック製品科	レザー加工科	ガラス科
ほうろう製品科	陶磁器科	石材科
麺科	パン・菓子科	食肉科
水産物加工科	発酵科	建築科
枠組壁建築科	とび科	建設科
プレハブ建築科	屋根科	スレート科
建築板金科	防水科	サッシ・ガラス施工科
畳科	インテリア科	床仕上げ科
表具科	左官・タイル科	築炉科
ブロック建築科	熱絶縁科	冷凍空調機器科
配管科	住宅設備機器科	さく井科
土木科	測量科	建築物設備管理科
ボイラー科	クレーン科	建設機械運転科
港湾荷役科	化学分析科	公害検査科
木材工芸科	竹工芸科	漆器科
貴金属・宝石科	印章彫刻科	塗装科
広告美術科	デザイン科	義肢装具科
電気通信科	電話交換科	事務科
貿易事務科	流通ビジネス科	写真科
介護サービス科	理容科	美容科
ホテル・旅館・レストラン科	観光ビジネス科	日本料理科
中国料理科	西洋料理科	臨床検査科
フラワー装飾科	メカトロニクス科	情報処理科
フォークリフト科	建築物衛生管理科	福祉工学科

123職種（令和6年4月1日現在）

別表4 受験申請に必要な提出書類

	受験申請書		履歴書		卒業・修了 証明書	指導員試験 一部合格証 書(写し)	職業能力開 発促進法に 基づく技能 検定合格証 書(写し)	受験職種に 関する資格 免許証書等 (写し)
	写真(1枚) 貼付	受験手数料(鹿 児島県収入証 紙貼付)	職歴・実務経 験の記載及び 事業所証明					
1 実務経験のみの者	●	●	●	●				
2 職業訓練修了者	●	●	●	●	●			
3 大学、短大、高校及び各種学校等卒業者	●	●	●	●	●			
4 職業訓練指導員試験一部合格者	●	●	●	●		●		
5 職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者	●	●	●	●			●	
6 他の資格者	●	●	●	●				●※注
7 全部免除者	●		(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●※注)

・●印が必要な書類等です。

・「6 他の資格者」は、別表1-2「他の法令による有資格者について」に掲げる資格取得者が該当します。

・「7 全部免除者」は、申請者ごとに必要提出書類が異なります。詳しくは県庁雇用労政課職業訓練指導員担当までお問い合わせ下さい。

※注 1級及び2級又は特殊(自動車体)の自動車整備士資格を有する者で、「自動車整備科」又は「自動車整備科」を受験する場合は

「国土交通大臣(旧運輸大臣)から交付を受けた自動車整備士(自動車体整備士)合格証書の写し」もしくは、「国土交通省(自動車整備士技能検定委員長)が発行する一級、二級又は特殊(自動車体)の*「自動車整備士技能検定合格証明書」の原本」の添付をしてください。

(※「自動車整備士技能検定合格証明書」については、九州運輸局鹿児島支局整備課若しくは県自動車整備振興会へお問い合わせください。)

[受験申請書記入例]

(規則様式第11号)

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 受験免許職種名	科	
2 禁錮以上の刑に処せられたことの有無	有・無	受検免許職種を記入 いずれかに○を記入 例：免許職種に関し、 1級技能検定合格証書を有する者（造園） 例：2級ガソリン自動車整備士の技能検定合格証書を有する者
3 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無	有・無	
取消し都道府県知事名		
取消し年月日	年 月 日	
取消し理由		
4 試験の免除を受ける意思の有無	有・無	
あるときはその理由		
令和 年 月 日		
〒		
住 所		
(ふりがな)		
氏 名		
年 月 日生		
鹿児島県知事 塩田 康一 殿		

写 真

申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真
(縦4cm×横3cm)

学科試験手数料貼付欄 3,100円
(※鹿児島県収入証紙に限る。)

写真裏面に氏名・撮影年月日を記載※ 3,100円分の鹿児島県収入証紙を貼付※

※ 写真・手数料については、試験科目全免除者は貼付の必要はありません。

[履歴書記入例]

履 歴 書

氏名		生年月日	年 月 日生
現住所		電話	自宅 []
	本籍都道府県名		緊急連絡先(携帯・勤務先等) []
最終学歴	中学 ・ 高校 ・ 短大 ・ 大学 (昭和・平成・令和 年 月卒業)		

受験者全員必ず記入してください。

緊急時に必ず連絡できる電話番号を記入してください。

該当する最終学歴区分に○印を付け、卒業年月を記入してください。

(※ 下記は別表4に示すとおり提出が必要な方のみ記入してください。)

(履 歴)

学歴	学 校 名	学 科	期 間	卒業・中退
訓練歴	学 校 名	学 科	期 間	卒業・中退

「実務経験のみ」として受験される方は、記入の必要はありません。

職業訓練歴のある方は記入してください。

職歴・実務経験	事 業 所 名	所 在 地	期 間	職 務 内 容

必ず記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業所・団体等の所在地・名称

代表者氏名

印

職歴・実務経験について、所属（現在及び過去）事業主による証明をお願いします。

なお、複数事業主の証明の場合、枠外となってもかまいません。

(規則様式第11号)

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 受験免許職種名 _____ 科
- 2 禁錮以上の刑に処せられたことの有無 _____ 有・無
- 3 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無 _____ 有・無
取消し都道府県知事名 _____
取消し年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
取消し理由 _____
- 4 試験の免除を受ける意思の有無 _____ 有・無

あるときはその理由

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所 _____
(ふりがな)
氏 名 _____
_____ 年 _____ 月 _____ 日生

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

写 真

申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真
(縦4cm×横3cm)

学科試験手数料貼付欄 3,100円

(※鹿児島県収入証紙に限る。)

履 歴 書

氏名		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
現住所	〒	電話	自宅 [] 緊急連絡先 (携帯・勤務先等) []
	本籍都道府県名		
最終学歴	中学 ・ 高校 ・ 短大 ・ 大学 (昭和・平成・令和 年 月卒業)		

(※ 下記は別表4に示すとおり提出が必要な方のみ記入してください。)

(履 歴)

学歴	学 校 名	学 科	期 間	卒業・中退	
訓練歴	学 校 名	学 科	期 間	卒業・中退	

職歴・実務経験	事 業 所 名	所 在 地	期 間	職務内容	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業所・団体等の所在地・名称

代表者氏名 印